

研究の実施に関する公表事項

静岡県環境衛生科学研究所では、倫理審査委員会の承認を得て、以下の研究を実施します。

関係各位の御理解と御協力をお願いします。

この研究のために自分の情報を使って欲しくないと思われる方は、問合せ先まで御連絡ください。

研究対象者	(1) 平成 25 年 4 月～平成 29 年 2 月に行政検査のため、当研究所に搬入された検査材（糞便）の提供者（調理従事者） (2) 平成 27 年 10 月～平成 29 年 2 月に食品製造施設のトイレ拭き取り検査でノロウイルス陽性の場合で当研究所に検査依頼のあった検査材（糞便）の提供者（トイレ使用者）
研究課題名	ノロウイルスによる大規模食中毒の防止対策に関する研究
研究の意義・目的	ノロウイルスによる食中毒の主要な発生要因として、調理従事者による二次的な食品汚染が重要視されており、予防には手洗いの励行や感染者の従事制限などの対策が推奨されている。 平成 26 年 1 月浜松市で起きた学校給食の食パンを原因食品とする大規模食中毒事例では、健康良好と申告した従事者が衛生手袋を使用して作業に従事していたにもかかわらず、食パンがノロウイルスにより汚染された。この事例の発生要因を解明し、今後の対策に活用するため、以下の実験を行う。 (1) 市販の衛生手袋について、食品現場で想定される劣化要因に曝した際のノロウイルス透過の危険性を検証する。 (2) ノロウイルス不顕性感染者の調理従事者から排泄されるノロウイルスのリスク分析を行うため、ウイルスの定量と便性状及び健康状態との関連を明らかにする。 (3) 調理従事者の健康管理としての定期的な保菌検査を補う方法として、トイレの拭き取り検体を対象としたノロウイルス検査の有用性を検討する。
実施機関	静岡県環境衛生科学研究所微生物部（静岡市葵区北安東 4-27-2）
実施方法	(1) 保健所職員が各管内で発生した食中毒又は集団胃腸炎感染症の原因を解明するために収集し、当研究所に検査のため搬入された調理従事者の糞便（残余検体）を用いる。 (2) 食品製造施設で従業員が使用するトイレの拭き取り検査でノロウイルス陽性の場合、食品製造施設の長が当該トイレ使用者を対象にノロウイルス保菌検査を実施するため糞便を収集し、当研究所に検査依頼された糞便を用いる。
個人情報の取扱い	(1) 「静岡県環境衛生科学研究所倫理指針」を尊重し、研究対象者に係る個人情報の保護を徹底する。 (2) 調理従事者の検体（検査材）の入った容器は、許可された者しか立入りできない病原体等安全管理区域内にある施設できる冷凍室で保管をする。また、個人情報は、当研究所内で使用するパスワードで保護され、

	<p>インターネット接続環境下でないパソコンのみで管理をする。</p> <p>(3) 食品製造施設の長から検査依頼されるトイレ使用者の検体（検査材）については、個人情報を記号・番号化し当研究所に搬入されるので、研究対象者個人が識別されることはない。</p> <p>(4) 本研究で得られた成果は、学会での口頭発表、専門誌等への投稿などに利用するが、氏名その他の個人情報を公表することはない。</p>
問合せ先	<p>静岡県環境衛生科学研究所 企画調整課</p> <p>電話 054-245-7655</p> <p>FAX 054-245-7636</p> <p>E-mail kanki@pref.shizuoka.lg.jp</p>